省　令

○総務省令第六十五号

電波法（平成二十五年法律第百三十一号）第三十条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

（電波の強度に対する安全施設）

第二十一条の三　無線設備からは、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

［一～四　略］

［2　略］

別表第二号の三の二　電波の強度の値の表（第21条の３関係）

第１

周波数	電界強度の実効値（V／m）	磁界強度の実効値（A／m）	電力束密度の実効値（mW／cm²）
100kHzを超え３MHz以下	275	2.18 f^{-1}	
３MHzを超え30MHz以下	824 f^{-1}	2.18 f^{-1}	
30MHzを超え300MHz以下	27.5	0.0728	0.2
300MHzを超え1.5GHz以下	1.585 $f^{1/2}$	$f^{1/2}$／237.8	f／1500
1.5GHzを超え300GHz以下	61.4	0.163	1

注１　fは、MHzを単位とする周波数とする。

２　電界強度、磁界強度及び電力束密度は、それらの６分間における平均値とする。

３　人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

４　同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ１を超えてはならない。

改正前

（電波の強度に対する安全施設）

第二十一条の三　無線設備からは、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

［一～四　同上］

［2　同上］

別表第二号の三の二　電波の強度の値の表（第21条の３関係）

周波数	電界強度（V／m）	磁界強度（A／m）	電力束密度（mW／cm²）	平均時間（分）
1　10kHzを超え30kHz以下	275	72.8		6
2　30kHzを超え３MHz以下	275	2.18 f^{-1}		
3　３MHzを超え30MHz以下	824 f^{-1}	2.18 f^{-1}		
4　30MHzを超え300MHz以下	27.5	0.0728	0.2	
5　300MHzを超え1.5GHz以下	1.585 $f^{1/2}$	$f^{1/2}$／237.8	f／1500	
6　1.5GHzを超え300GHz以下	61.4	0.163	1	

注１　fは、MHzを単位とする周波数とする。

注２　電界強度及び磁界強度は、実効値とする。

注３　人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。